

EVS 22 出展規則

1. 定義

本規則における用語の定義は次の通りとする。

- 1) 主催者：財団法人日本自動車研究所
- 2) 展示会：EVS-22 展示会（試乗会及びパレードを含む）
- 3) 出展者：上記展示会に於ける小間割当を受けた会社、団体又は個人。会社、団体の場合はその代表者、従業員、代理人を含む。

2. 展示物の適正

- 1) 出展申込者は出展物の品目・数量等を所定の書式に従い、主催者が指定する期日迄に主催者に提出して下さい。
- 2) 主催者は出展の内容が本展示会に不適正と判断した場合、出展申込を断る場合があります。

3. 出展契約及び小間の割当

- 1) 出展申込者は、出展確認書の受領及び出展料の支払いをもって、展示会に於ける小間使用の権利を取得するものとします。指定する期限内に支払いがなされない場合は申込みの取消と見なします。
- 2) 小間の割当は、申込者の希望を考慮した上で、総小間面積と形状、出展物の内容、電気供給及び給排水の有無、会場の物理的条件、館内通路の確保等を勘案し、主催者が決定致します。
- 3) 出展者は主催者の書面による事前の承認無くして、割当小間の譲渡、又貸しをする事は出来ません。
- 4) 主催者が指定する期限迄に、出展者が割当小間の設営を行わない場合は、出展の取消しと見なし、当該小間は主催者にて適宜処分致します。
- 5) 主催者は小間割決定後であっても、主催者が展示会の運営上最善と判断した場合には、小間割を一部変更する事があります。
- 6) 出展仮予約については 2006 年 4 月 10 日までの期限に限り、3-2)の規定に従い小間を割り当てます。仮予約の内容は上記の有効期限内に正式な出展契約に引き継ぐことができます。ただし、第三者による出展契約はいかなる場合も仮予約に優先されます。

4. 展示にあたっての留意点

- 1) 展示にあたっては、ホール全体及び隣接小間の視界や、来場者の導線を妨げないよう留意して下さい。小間内における施設物の大きさ及びその配置、装飾、音響機器類の使用基準、その他展示施工上の諸規則は、別途設ける出展マニュアルにて規定します。
- 2) 出展者は出展物、施設物の配置図及び施設物の平面図を事前に主催者に提出し、承認を得て下さい。
- 3) 施設物は地震時に来場者の避難及び消防活動等の障害とならないよう安全な施工を行って下さい。
- 4) 出展物及び施設物の搬入・搬出、設営、装飾、床面工事、配管、電気配線等に関する細則及び各種有料サービスに関する情報は、別途設ける出展マニュアルに記載します。

5. 来場者の保護並びに出展物等の管理

- 1) 出展者は開場時間中は必ず最低 1 名の担当者を小間に常駐させ、来場者との対応、出展物の保全・維持管理を行って下さい。
- 2) 主催者は、会場全般の保全・管理のため警備員の配置等を行いますが、各小間に於ける出展物、施設物等の盗難、火災、損傷等の損害発生に対し、一切その責任を負いません。出展者は自己の責任において必要な予防措置を講じて下さい。
- 3) 展示会において、会期中及び出展物の搬入・搬出期間中に、次のような事態が発生した場合にはその理由の如何を問わず、出展者は直ちに主催者に届け出るとともに、自己の責任において解決しなければなりません。万一、これらの事態により主催者が被害者に対する損害賠償を余儀なくされたときには、出展者は主催者に対しその全額を支払う義務を負います。
 - (イ) 出展者の小間内に於いて人身事故が発生した場合、及び小間外において出展者又は出展者の出展物が人身事故を起こした場合。
 - (ロ) 出展者又は出展者の出展物が、小間内外において出展者以外の者の所有物に損害を与えた場合。
- 4) 出展者は前項の事態に備え、必要な傷害、損害保険等に加入しなければなりません。

6. 原状回復の義務

出展者は、会期終了後 10 月 29 日(日)18:00 までに、出展小間を原状回復し、主催者に返却するものとします。

7. 制限・禁止事項

- 1) 横浜市火災予防条例により展示ホール内での喫煙、危険物の持ち込み、裸火の使用は禁止されています。
水素の持ち込み及び展示については、別途設ける出展マニュアルの規定に従って対応することとします。
- 2) 出展者は、小間内での実演等による強度の音響、光線、熱気、塵埃、ガス、臭気、振動、人等により他の出展者及び来場者に迷惑を及ぼさないよう予防措置を講じて下さい。
- 3) 主催者は、展示会の運営上支障があると認めた場合、出展物、配布物等の撤去、制限や、実演その他の行為の中止を要求する事があります。
- 4) 出展者は EVS-22 及び展示会全体のプログラムに支障を及ぼす恐れのある宣伝等の活動を小間内又は会場周辺にて行わないで下さい。展示に関連して小間内、又は会場周辺で何らかの活動を行う場合は、その内容、時間及び場所について事前に主催者の書面による承認を得て下さい。
- 5) 宣伝印刷物等の配布は自己の小間内のみで行って下さい。

8. 入場

シンポジウム登録者、一般入場者、出展関係者等の会場への入場は次の方法によります。

- 1) シンポジウム登録者:会期中の入場は自由
- 2) 一般入場者:1 日入場券 500 円(消費税込み)
- 3) 高校生以下:無料
- 4) 出展関係者:会期中及び出展物の搬入・搬出期間中有効な出展者証を 1 小間につき 5 枚無償で交付します。

9. 出展の取消

- 1) 出展者が出展の申込みを取消す場合は、書留又は配達証明郵便にて行う事とし、消印の日付をもって取消日とします。出展の取消しにもなうキャンセル料は以下の通りとします。
(イ) 2006 年 4 月 10 日以前の出展取消については、キャンセル料は発生しません。

(ロ) 2006 年 4 月 11 日～6 月 30 日迄の出展取消については、出展料の半額をキャンセル料として申し受けます。

(ハ) 2006 年 7 月 1 日以降の出展取消については、出展料の金額をキャンセル料として申し受けます。

- 2) 出展者が仮予約を取消す場合は文書にて展示会事務局に連絡する事とします。2006 年 4 月 10 日迄に正式な申込書が提出されない場合は予約は自動的に取消されます。仮予約の取消についてキャンセル料は発生しません。
- 3) 出展者が本規則の各条項に関し、主催者より違反の指摘を受けたにもかかわらず、すみやかな改善措置を講じない場合は、主催者は当該出展者の出展を取消することがあります。この場合、既納の出展料の取扱は、前項に準じます。また、主催者は出展者が受けた損害に対して補償は致しません。

10. 開催の中止

天災、社会的事変、非常事態、その他展示会開催を困難にするやむを得ない事由がある場合、主催者は展示会の開催を中止する事があります。中止に際しては、主催者が弁済すべき必要な諸経費を差し引いた後、その残額を既納の出展料の割合に応じて出展者に返還致します。主催者は、展示会の中止により出展者が受けた如何なる損害に対しても補償は致しません。

11. 規則の変更並びに細則

展示会に関し、主催者が定める規則及び実施概要は、必要に応じ主催者の権限で変更される場合があります。また、本規則にない事項及び展示会の運営等に関する必要な細則は別に定め、文書をもって出展者に通知します。

12. 規則の解釈

展示会に関し、主催者が定める規則及び細則の解釈について、疑義が生じた場合は、和文規則を優先とし、主催者の裁量に従う事とします。

13. 準拠法と裁判管轄

- 1) 本規則は、日本国法に準拠して作成されたものとして解釈され効力を有するものとします。
- 2) 本規則に関する訴訟等については、東京地方裁判所の管轄に専属するものとします。